告示

○農林水産省告示第千三百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

第一号中「次号」の下に「から第四号まで」を加え、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

| 区分 | 漁業の種類 | | てん補方式 | | |